



交付率選択の申出及び
退職資金交付業務方法書等の一部改正
について



公益財団法人

私立大学退職金財団

The Retirement Allowance Foundation for Private Universities and Colleges of Japan

■ 1	交付率選択の申出について	1
■ (1)	交付率の改正について-----	1
■ (2)	交付率の選択について-----	1
■ (3)	交付率の選択に関する申出書の記入について-----	3
■ (4)	交付率を選択した場合の基本掛金率の調整について-----	4
■ (5)	Q&A -----	4
■ (6)	適用を受けている交付率の確認方法について-----	5
■ (7)	参考（交付率の選択に関する規定）-----	6
■ 2	退職資金交付業務方法書等の一部改正について	7

1 交付率選択の申出について

(1) 交付率の改正について

令和2(2020)年11月13日開催の第25回理事会で決定された交付率の改正方針に基づき、退職資金交付業務方法書が一部改正されました。

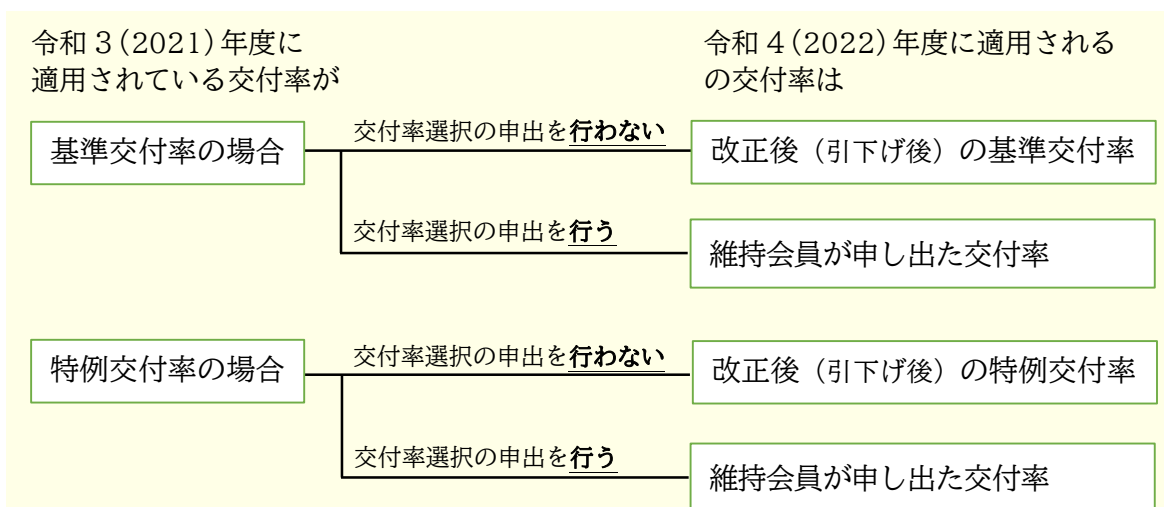
改正の要旨

- ① 改正交付率の適用は、令和4(2022)年4月1日からです。
- ② 基準交付率(国家公務員と同水準)は、在職期間10年以上の交付率が3.4%の引下げ、10年未満を3.8%の引下げとします。
- ③ 特例交付率は、3.4%の引下げとします。
- ④ 従前交付率に改正はありません。
- ⑤ 経過措置として、令和7(2025)年3月31日までの退職者については、「旧基準交付率(現行の基準交付率)」及び「旧特例交付率(現行の特例交付率)」を設けます。
- ⑥ 令和4年度に適用する交付率についての申出の提出期日は、令和3年8月末日です。

(2) 交付率の選択について

維持会員に適用される交付率は原則として基準交付率ですが、申出により特例交付率、従前交付率、旧基準交付率又は旧特例交付率を選択することができます。なお、基準交付率以外の適用を受けている交付率の選択を取り止めて基準交付率の適用を受ける場合にも申出が必要です。

改正があった交付率についての選択例



※ 基準交付率以外の交付率の選択を取り止めて基準交付率の適用を受ける場合及び経過措置である旧基準交付率又は旧特例交付率を選択する場合も「交付率の選択に関する申出書」による申出が必要です。

交付率表

在職期間	基準交付率	特例交付率	従前交付率	旧基準交付率	旧特例交付率
1(年)	0.502(月)	0.566	0.60	0.522	0.586
2	1.004	1.131	1.20	1.044	1.171
3	1.507	1.698	1.80	1.566	1.757
4	2.009	2.263	2.40	2.088	2.342
5	2.511	2.829	3.00	2.610	2.928
6	3.013	3.395	3.60	3.132	3.514
7	3.515	3.960	4.20	3.654	4.099
8	4.018	4.527	4.80	4.176	4.685
9	4.520	5.092	5.40	4.698	5.270
10	5.658	※10年以上は 基準交付率 の率を使用 する。	6.00	5.856	5.856
11	8.374		8.88	8.667	8.667
12	9.204		9.76	9.526	9.526
13	10.034		10.64	10.385	10.385
14	10.864		11.52	11.244	11.244
15	11.693		12.40	12.102	12.102
16	14.513		15.39	15.021	15.021
17	15.871		16.83	16.426	16.426
18	17.229		18.27	17.832	17.832
19	18.587		19.71	19.237	19.237
20	22.161	23.50	22.936	22.936	
21	24.047	25.50	24.888	24.888	
22	25.933	27.50	26.840	26.840	
23	27.819	29.50	28.792	28.792	
24	29.705	31.50	30.744	30.744	
25	31.591	33.50	32.696	32.696	
26	33.100	35.10	34.258	34.258	
27	34.608	36.70	35.819	35.819	
28	36.117	38.30	37.381	37.381	
29	37.625	39.90	38.942	38.942	
30	39.135	41.50	40.504	40.504	
31	40.266	42.70	41.675	41.675	
32	41.397	43.90	42.846	42.846	
33	42.530	45.10	44.018	44.018	
34	43.661	46.30	45.189	45.189	
35	44.793	47.50	46.360	46.360	
36	45.924	48.70	47.531	47.531	
37	47.055	49.90	48.702	48.702	
38	48.188	51.10	49.874	49.874	
39	49.319	52.30	51.045	51.045	
40	50.451	53.50	52.216	52.216	
41	51.582	54.70	53.387	53.387	
42	52.713	55.90	54.558	54.558	
43	53.751	57.10	55.632	55.632	
44	53.751	58.30	55.632	55.632	
45以上	53.751	59.28	55.632	55.632	

(注) 旧基準交付率（現行の基準交付率）及び旧特例交付率（現行の特例交付率）は、令和7（2025）年3月31日までの退職者についての経過措置です。

(3) 交付率の選択に関する申出書の記入について

(様式 申-5)
文 書 番 号
令和3年4月15日

公益財団法人私立大学退職金財団 理事長 殿

会員番号 132080
維持会員名 市ヶ谷大学
代表者氏名 市ヶ谷 太郎

印

交付率の選択に関する申出書

令和 年 4 月 1 日付け以降の退職者に係る退職資金を算定する交付率について、
下記のとおり、交付率の選択の変更を申請します。

記

交付率を選択

選択	交付率
	特例交付率
	従前交付率
✓	旧基準交付率
	旧特例交付率

交付率の選択を取止め（基準交付率を適用）

以上

【作成上の注意】

1. 交付率を選択する場合（現在交付率の選択中の維持会員が別の交付率を選択する場合も含む）には、記中、該当する□及び各交付率のいずれかの選択欄にチェック（✓）してください。
2. 「旧基準交付率」は、令和4（2022）年3月31日までの基準交付率、「旧特例交付率」は、令和4年3月31日までの特例交付率に加えて在職期間が10年以上の退職者については旧基準交付率の各該当年数に規定する率です。
3. 交付率の選択を取り止める場合には、記中「交付率の選択を取止め」の□にチェック（✓）をしてください。

- ① 申出日、会員番号、維持会員名、代表者氏名を記入（又は入力）し、代表者の印を押印してください。
- ② 対象とする年度を文章の1行目に記入（又は入力）してください。
- ③ 現在選択している交付率以外の交付率（基準交付率を除く）を選択したい場合には「交付率の選択」に、現在選択している交付率を基準交付率にしたい場合には、「交付率の選択を取止め」に✓（チェック）してください
- ④ 「交付率の選択」に✓を行った場合には選択する交付率の欄に✓をつけてください。

注：

- ・文字色が赤文字なのは例示です。提出する際には黒文字で作成してください。
- ・交付率選択の申出の結果は、9月に提供する掛金率の試算表でご確認ください。
- ・「交付率の選択に関する申出書」は 事務担当者専用ページからダウンロードできます。

(4) 交付率を選択した場合の基本掛金率の調整について

維持会員が基準交付率以外の交付率の適用を受ける場合には、現行と同様に基本掛金率を調整します。

適用を受ける交付率

・ 特例交付率	基本掛金率	×	1.0090
・ 従前交付率	基本掛金率	×	1.0721
・ 旧基準交付率	基本掛金率	×	1.0360
・ 旧特例交付率	基本掛金率	×	1.0450

(5) Q&A

Q これまでの交付率の選択と制度に変更はありますか？

A 令和7（2025）年3月31日までの退職者についての経過措置として選択できる交付率を2つ（旧基準交付率及び旧特例交付率）設定し、これに合わせ申出に使用する様式を変更しました。申出の期日等の取扱いについての変更はありません。

Q 交付率の選択制を導入している理由は何ですか？

A 「基本となる交付率」である基準交付率は、国家公務員の退職手当と同水準とするものですが、この支給率の基本的性格をふまえつつ、私立大学等の退職金の支給実態も考慮し対応するために、複数の交付率を用意したものです。

Q 交付率は教職員ごとに選択できますか？

A 国家公務員も職種、業種で退職手当の支給率を分けていないことから、当財団も維持会員（学校法人）単位での選択といたします。

Q 今後、特例交付率、従前交付率はどのようになる予定でしょうか？

A 各交付率の在り方や水準、存否など、その将来の在り方について、検討課題としてあります。

Q 今回の交付率の改正等の詳細についての参考資料はありますか？

A 令和2（2020）年11月20日付大退財第1033号「交付率の改正方針及び第12次掛金率の基本方針について（通知）」及び当財団広報誌BILANC（ピランク）vol.23をご参照ください。

(6) 適用を受けている交付率の確認方法について

維持会員が適用を受けている交付率は、t-マネージャからご確認いただけます。
 なお、令和3(2021)年度適用の交付率は令和3(2021)年4月1日に更新します。

- ① t-マネージャへのログイン後のトップページの「照会」カテゴリの「会員登録情報」を選択してください。



- ② 表示された会員登録情報参照画面の中央に「選択交付率」が表示されています。



(7) 参考（交付率の選択に関する規定）

退職資金交付業務方法書（抜粋）

（退職資金の交付）

第11条 この法人は、維持会員の登録した教職員が退職（死亡を含む。以下同じ。）をした場合は、当該教職員の退職時の標準俸給月額にその在職期間に応じた交付率を乗じて得た額の退職資金を、その都度、当該教職員の所属していた維持会員に交付する。

2 前項の交付率は、別表第2に定める基準交付率とする。ただし、維持会員から申出があった場合には、別表第2の2に定める特例交付率（在職期間が10年未満の教職員の退職に係るものに限る。以下同じ。）又は別表第2の3に定める従前交付率とすることができる。

3 前項ただし書に規定する交付率の適用を受けようとする維持会員は、当該交付率が適用される年度の前年度の8月末までに、その旨を理事長に申し出るものとする。ただし、維持会員になろうとする学校法人が、加入後に当該交付率の適用を受けようとする場合は、加入申込書の提出の際にその旨を申し出るものとする。

4～6 （略）

別表第5

特例交付率又は従前交付率を適用する場合の基本掛金率

特例交付率を適用する場合	別表第3に定める基本掛金率に1.0090を乗じた率
従前交付率を適用する場合	別表第3に定める基本掛金率に1.0721を乗じた率

（備考）千分率表示で小数点以下1位未満は、四捨五入する。

附 則（令和3（2021）年2月22日第26回理事会）

（施行期日等）

1～3 （略）

（経過措置）

4 令和7（2025）年3月31日までに退職する教職員については、維持会員の申出があった場合には、改正前の基準交付率（以下「旧基準交付率」という。）又は改正前の特例交付率に加えて在職期間が10年以上で退職する教職員については旧基準交付率の各該当年数に規定する率とする交付率（以下「旧特例交付率」という。）とすることができる。

5 前項の申出については、第11条第3項を準用する。

6 第4項の適用を受ける維持会員については、第9条第5項の規定中の「別表第5」とあるのは「附則別表」と読み替えるものとする。

附則別表

旧基準交付率又は旧特例交付率を適用する場合の基本掛金率

旧基準交付率を適用する場合	別表第3に定める基本掛金率に1.0360を乗じた率
旧特例交付率を適用する場合	別表第3に定める基本掛金率に1.0450を乗じた率

（備考）千分率表示で小数点以下1位未満は、四捨五入する。

退職資金交付業務方法書
退職資金交付業務方法書施行細則
新旧対照表

令和3(2021)年2月22日 第26回理事会改正

2 退職資金交付業務方法書等の一部改正について

退職資金交付業務方法書 新旧対照表

改正後	改正前																																
<p>(掛金)</p> <p>第9条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 掛金率は千分の<u>114.3</u>とする。ただし、当分の間、実態に即するよう、維持会員ごとに掛金率を増減することができる。</p> <p>4 前項ただし書の維持会員ごとの掛金率は、別表第3に定める基本掛金率とする。ただし、令和元(2019)年度末の加入期間が10年以上の維持会員であって、掛金の累積額と退職資金の累積額(掛金等によらない資金による退職資金を除く。以下同じ。)の差額が著しいときは、別表第4に定める算式により基本掛金率を増減した率(以下「補正掛金率」という。)とする。</p> <p>5 <u>第11条第2項ただし書きの適用を受ける維持会員については、前項の「別表第3」とあるのは「別表第5」と読み替えるものとする。</u></p> <p>6 (改正なし)</p> <p>7～9 (略)</p> <p>別表第2 基準交付率表</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">在職期間</th> <th style="text-align: center;">交付率</th> </tr> <tr> <th style="text-align: center;">年</th> <th style="text-align: center;">月</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">1</td> <td style="text-align: center;"><u>0.502</u></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">2</td> <td style="text-align: center;"><u>1.004</u></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">3</td> <td style="text-align: center;"><u>1.507</u></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">4</td> <td style="text-align: center;"><u>2.009</u></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">5</td> <td style="text-align: center;"><u>2.511</u></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">6</td> <td style="text-align: center;"><u>3.013</u></td> </tr> </tbody> </table>	在職期間	交付率	年	月	1	<u>0.502</u>	2	<u>1.004</u>	3	<u>1.507</u>	4	<u>2.009</u>	5	<u>2.511</u>	6	<u>3.013</u>	<p>(掛金)</p> <p>第9条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 掛金率は千分の<u>120.2</u>とする。ただし、当分の間、実態に即するよう、維持会員ごとに掛金率を増減することができる。</p> <p>4 前項ただし書の維持会員ごとの掛金率(以下「補正掛金率」という。)は、別表第3に定める基本掛金率とする。ただし、平成28年度末の加入期間が10年以上の維持会員であって、掛金の累積額と退職資金の累積額(掛金等によらない資金による退職資金を除く。以下同じ。)の差額が著しいときは、別表第4に定める算式により基本掛金率を増減した率とする。</p> <p>5 <u>別表第2の2又は別表第2の3に定める交付率を適用する維持会員に対する前項及び別表第4の規定の適用については、これらの規定中「別表第3に定める基本掛金率」とあるのは、「別表第5に定める方法により算定した基本掛金率」とする。</u></p> <p>6 前2項の規定にかかわらず、維持会員に特別の事情があるときは、その補正掛金率は、理事長が別に定めることができる。</p> <p>7～9 (略)</p> <p>別表第2 基準交付率表</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">在職期間</th> <th style="text-align: center;">交付率</th> </tr> <tr> <th style="text-align: center;">年</th> <th style="text-align: center;">月</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">1</td> <td style="text-align: center;"><u>0.522</u></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">2</td> <td style="text-align: center;"><u>1.044</u></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">3</td> <td style="text-align: center;"><u>1.566</u></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">4</td> <td style="text-align: center;"><u>2.088</u></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">5</td> <td style="text-align: center;"><u>2.610</u></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">6</td> <td style="text-align: center;"><u>3.132</u></td> </tr> </tbody> </table>	在職期間	交付率	年	月	1	<u>0.522</u>	2	<u>1.044</u>	3	<u>1.566</u>	4	<u>2.088</u>	5	<u>2.610</u>	6	<u>3.132</u>
在職期間	交付率																																
年	月																																
1	<u>0.502</u>																																
2	<u>1.004</u>																																
3	<u>1.507</u>																																
4	<u>2.009</u>																																
5	<u>2.511</u>																																
6	<u>3.013</u>																																
在職期間	交付率																																
年	月																																
1	<u>0.522</u>																																
2	<u>1.044</u>																																
3	<u>1.566</u>																																
4	<u>2.088</u>																																
5	<u>2.610</u>																																
6	<u>3.132</u>																																

7	<u>3.515</u>	7	<u>3.654</u>
8	<u>4.018</u>	8	<u>4.176</u>
9	<u>4.520</u>	9	<u>4.698</u>
10	<u>5.658</u>	10	<u>5.856</u>
11	<u>8.374</u>	11	<u>8.667</u>
12	<u>9.204</u>	12	<u>9.526</u>
13	<u>10.034</u>	13	<u>10.385</u>
14	<u>10.864</u>	14	<u>11.244</u>
15	<u>11.693</u>	15	<u>12.102</u>
16	<u>14.513</u>	16	<u>15.021</u>
17	<u>15.871</u>	17	<u>16.426</u>
18	<u>17.229</u>	18	<u>17.832</u>
19	<u>18.587</u>	19	<u>19.237</u>
20	<u>22.161</u>	20	<u>22.936</u>
21	<u>24.047</u>	21	<u>24.888</u>
22	<u>25.933</u>	22	<u>26.840</u>
23	<u>27.819</u>	23	<u>28.792</u>
24	<u>29.705</u>	24	<u>30.744</u>
25	<u>31.591</u>	25	<u>32.696</u>
26	<u>33.100</u>	26	<u>34.258</u>
27	<u>34.608</u>	27	<u>35.819</u>
28	<u>36.117</u>	28	<u>37.381</u>
29	<u>37.625</u>	29	<u>38.942</u>
30	<u>39.135</u>	30	<u>40.504</u>
31	<u>40.266</u>	31	<u>41.675</u>
32	<u>41.397</u>	32	<u>42.846</u>
33	<u>42.530</u>	33	<u>44.018</u>
34	<u>43.661</u>	34	<u>45.189</u>
35	<u>44.793</u>	35	<u>46.360</u>
36	<u>45.924</u>	36	<u>47.531</u>
37	<u>47.055</u>	37	<u>48.702</u>
38	<u>48.188</u>	38	<u>49.874</u>
39	<u>49.319</u>	39	<u>51.045</u>
40	<u>50.451</u>	40	<u>52.216</u>
41	<u>51.582</u>	41	<u>53.387</u>
42	<u>52.713</u>	42	<u>54.558</u>
43 以上	<u>53.751</u>	43 以上	<u>55.632</u>

別表第2の2
特例交付率表

在職期間	交付率
年	月
1	<u>0.566</u>
2	<u>1.131</u>
3	<u>1.698</u>
4	<u>2.263</u>
5	<u>2.829</u>
6	<u>3.395</u>
7	<u>3.960</u>
8	<u>4.527</u>
9	<u>5.092</u>

別表第3
基本掛金率表（千分率表示）

平均在職年数	基本掛金率
0.0 年以上	<u>15.1</u>
0.5	<u>18.2</u>
1.0	<u>21.2</u>
1.5	<u>24.3</u>
2.0	<u>27.3</u>
2.5	<u>30.3</u>
3.0	<u>33.5</u>
3.5	<u>36.5</u>
4.0	<u>39.6</u>
4.5	<u>42.6</u>
5.0	<u>45.7</u>
5.5	<u>48.8</u>
6.0	<u>53.2</u>
6.5	<u>57.5</u>
7.0	<u>61.8</u>
7.5	<u>66.3</u>
8.0	<u>70.6</u>
8.5	<u>75.0</u>
9.0	<u>79.3</u>
9.5	<u>83.8</u>
10.0	<u>88.1</u>
10.5	<u>92.5</u>

別表第2の2
特例交付率表

在職期間	交付率
年	月
1	<u>0.586</u>
2	<u>1.171</u>
3	<u>1.757</u>
4	<u>2.342</u>
5	<u>2.928</u>
6	<u>3.514</u>
7	<u>4.099</u>
8	<u>4.685</u>
9	<u>5.270</u>

別表第3
基本掛金率表（千分率表示）

平均在職年数	基本掛金率
0.0 年以上	<u>15.9</u>
0.5	<u>19.1</u>
1.0	<u>22.3</u>
1.5	<u>25.6</u>
2.0	<u>28.7</u>
2.5	<u>31.9</u>
3.0	<u>35.2</u>
3.5	<u>38.4</u>
4.0	<u>41.6</u>
4.5	<u>44.8</u>
5.0	<u>48.1</u>
5.5	<u>51.3</u>
6.0	<u>55.9</u>
6.5	<u>60.5</u>
7.0	<u>65.0</u>
7.5	<u>69.7</u>
8.0	<u>74.2</u>
8.5	<u>78.9</u>
9.0	<u>83.4</u>
9.5	<u>88.1</u>
10.0	<u>92.6</u>
10.5	<u>97.3</u>

11.0	<u>96.8</u>	11.0	<u>101.8</u>
11.5	<u>101.3</u>	11.5	<u>106.5</u>
12.0	<u>105.6</u>	12.0	<u>111.0</u>
12.5	<u>110.0</u>	12.5	<u>115.7</u>
13.0 (注)	<u>114.3</u>	13.0 (注)	<u>120.2</u>
13.5	<u>118.6</u>	13.5	<u>124.7</u>
14.0	<u>123.0</u>	14.0	<u>129.4</u>
14.5	<u>127.3</u>	14.5	<u>133.9</u>
15.0	<u>131.8</u>	15.0	<u>138.6</u>
15.5	<u>136.1</u>	15.5	<u>143.1</u>
16.0	<u>140.5</u>	16.0	<u>147.8</u>
16.5	<u>144.8</u>	16.5	<u>152.3</u>
17.0	<u>149.3</u>	17.0	<u>157.0</u>
17.5	<u>151.5</u>	17.5	<u>159.3</u>
18.0	<u>153.7</u>	18.0	<u>161.6</u>
18.5	<u>155.9</u>	18.5	<u>163.9</u>
19.0	<u>158.2</u>	19.0	<u>166.4</u>
19.5	<u>160.4</u>	19.5	<u>168.7</u>
20.0	<u>162.6</u>	20.0	<u>171.0</u>
20.5	<u>164.8</u>	20.5	<u>173.3</u>
21.0	<u>167.2</u>	21.0	<u>175.8</u>
21.5	<u>169.4</u>	21.5	<u>178.1</u>
22.0	<u>171.5</u>	22.0	<u>180.4</u>
22.5	<u>173.7</u>	22.5	<u>182.7</u>
23.0	<u>175.9</u>	23.0	<u>185.0</u>
23.5	<u>178.3</u>	23.5	<u>187.5</u>
24.0	<u>180.5</u>	24.0	<u>189.8</u>
24.5	<u>182.7</u>	24.5	<u>192.1</u>
25.0	<u>184.9</u>	25.0	<u>194.4</u>
25.5	<u>187.2</u>	25.5	<u>196.9</u>
26.0	<u>189.4</u>	26.0	<u>199.2</u>
26.5	<u>191.6</u>	26.5	<u>201.5</u>
27.0	<u>193.8</u>	27.0	<u>203.8</u>
27.5	<u>196.1</u>	27.5	<u>206.2</u>
28.0	<u>198.4</u>	28.0	<u>208.6</u>
平均在職年数が28.0年以上は0.5年を増すごとに千分の <u>2.3</u> を加算する。		平均在職年数が28.0年以上は0.5年を増すごとに千分の <u>2.4</u> を加算する。	

(注) (改正なし)		(注) この法人に登録されている維持会員ごとの教職員の在職年数の平均となる「13年」を第9条第3項本文に定める掛金率（以下「本則掛金率」という。）と同率にする。	
別表第4 基本掛金率の減算又は加算方法		別表第4 基本掛金率の減算又は加算方法	
基本掛金率を減算する場合	(改正なし)	基本掛金率を減算する場合	E > 3の場合 $A - (E - 3.00) \times D \times 0.25$ (Fが0.3以上0.5未満のときは0.30、Fが0.5以上のときは0.40) (千分率表示) (小数点以下1位未満の端数は切り捨てる。)
基本掛金率を加算する場合	E < -3の場合 $A + (-E - 3.00) \times D$ (千分率表示) (小数点以下1位未満の端数は切り捨てる。) なお、この率が令和3(2021)年度の掛金率に2を乗じて得た率を超えるときは、当該2を乗じて得た率とする。 ただし、当該2を乗じて得た率が、本則掛金率を下回る場合は、本則掛金率(上記算式により算定した率が本則掛金率を下回るときは、当該算定した率)とする。	基本掛金率を加算する場合	E < -3の場合 $A + (-E - 3.00) \times D$ (千分率表示) (小数点以下1位未満の端数は切り捨てる。) なお、この率が平成30年度の補正掛金率に2を乗じて得た率を超えるときは、当該2を乗じて得た率とする。 ただし、当該2を乗じて得た率が、本則掛金率を下回る場合は、本則掛金率(上記算式により算定した率が本則掛金率を下回るときは、当該算定した率)とする。
【備考】 算式中の記号の内容(数値)は、次のとおりとし、維持会員ごとに算定するものとする。 A : (改正なし) B : 加入年度から令和元(2019)年度までの間に納入した掛金の累積額 C : 加入年度から令和元(2019)年度までの間に退職した教職員に係る退職資金の累積額		【備考】 算式中の記号の内容(数値)は、次のとおりとし、維持会員ごとに算定するものとする。 A : 別表第3に定める基本掛金率(千分率表示したもの) B : 加入年度から平成28年度までの間に納入した掛金の累積額 C : 加入年度から平成28年度までの間に退職した教職員に係る退職資金の累積額	

n：令和元（2019）年度末における維持会員の加入期間（年）（1年未満の端数は切り上げる。）

D：次の算式により算定した率（千分率表示で小数点以下1位未満の端数は切り捨てる。）

（注1）

$$\frac{\text{平均退職資金額 (C} \div \text{n)}}{1}$$

$$\frac{\text{令和元 (2019) 年度の掛金を納入した教職員の標準俸給月額}}{\text{令和元 (2019) 年度の掛金を納入した教職員の標準俸給月額の総額}} \times 3$$

E：（改正なし）

F：次の算式により算定した掛金蓄積割合（小数点以下1位未満の端数は切り捨てる。）

$$\frac{\text{掛金累積額 (B) - 退職資金累積額 (C)}}{\text{令和元 (2019) 年度末に登録している教職員に係る退職資金計算額 (注2)}}$$

（注1）平均退職資金額（C ÷ n）は、1円未満の端数を切り捨てる。

（注2）「令和元（2019）年度末に登録している教職員」には、令和2（2020）年3月31日に退職した者を含まない。

別表第5

特例交付率又は従前交付率を適用する場合の基本掛金率

特例交付率を適用する場合	別表第3に定める基本掛金率に1.0090を乗じた率
従前交付率を適用する場合	別表第3に定める基本掛金率に1.0721を乗じた率

（備考）千分率表示で小数点以下1位未満は、四捨五入する。

n：平成28年度末における維持会員の加入期間（年）（1年未満の端数は切り上げる。）

D：次の算式により算定した率（千分率表示で小数点以下1位未満の端数は切り捨てる。）

（注1）

$$\frac{\text{平均退職資金額 (C} \div \text{n)}}{1}$$

$$\frac{\text{平成28年度の掛金を納入した教職員の標準俸給月額}}{\text{平成28年度の掛金を納入した教職員の標準俸給月額の総額}} \times \frac{3}{\text{(年)}}$$

E：次の算式により算定した収支差額指数（小数点以下2位未満の端数は切り捨てる。）

$$\frac{\text{掛金累積額 (B) - 退職資金累積額 (C)}}{\text{平均退職資金額 (C} \div \text{n)}}$$

F：次の算式により算定した掛金蓄積割合（小数点以下1位未満の端数は切り捨てる。）

$$\frac{\text{掛金累積額 (B) - 退職資金累積額 (C)}}{\text{平成28年度末に登録している教職員に係る退職資金計算額 (注2)}}$$

（注1）平均退職資金額（C ÷ n）は、1円未満の端数を切り捨てる。

（注2）「平成28年度末に登録している教職員」には、平成29年3月31日に退職した者を含まない。

別表第5

特例交付率又は従前交付率を適用する場合の基本掛金率の算定方法

別表第2の2に定める特例交付率を適用する場合	別表第3に定める基本掛金率 × 1.0084
別表第2の3に定める従前交付率を適用する場合	別表第3に定める基本掛金率 × 1.0336

（備考）千分率表示で小数点以下1位未満は、四捨五入する。

附 則（令和3（2021）年2月22日第26回理事会）
（施行期日等）

- 1 この改正業務方法書の第9条第3項から第5項まで、別表第2、別表第2の2、別表第3、別表第4及び別表第5並びに次項から第6項までの規定は、令和3（2021）年4月1日から施行する。
- 2 改正後の業務方法書第9条第3項、第4項、別表第3、別表第4及び別表第5の規定は、令和4（2022）年4月1日以降の登録している教職員に係る掛金について適用し、同年3月31日までの登録している教職員に係る掛金については、なお従前の例による。
- 3 改正後の業務方法書別表第2及び別表第2の2の規定は、令和4（2022）年4月1日以降に退職する教職員に係る退職資金について適用し、同年3月31日以前に退職する教職員に係る退職資金については、なお従前の例による。

（経過措置）

- 4 令和7（2025）年3月31日までに退職する教職員については、維持会員の申出があった場合には、改正前の基準交付率（以下「旧基準交付率」という。）又は改正前の特例交付率に加えて在職期間が10年以上で退職する教職員については旧基準交付率の各該当年数に規定する率とする交付率（以下「旧特例交付率」という。）とすることができる。
- 5 前項の申出については、第11条第3項を準用する。
- 6 第4項の適用を受ける維持会員については、第9条第5項の規定中の「別表第5」とあるのは「附則別表」と読み替えるものとする。

附則別表

旧基準交付率又は旧特例交付率を適用する場合の基本掛金率

旧基準交付率を適用する場合	別表第3に定める基本掛金率に1.0360を乗じた率
旧特例交付率を適用する場合	別表第3に定める基本掛金率に1.0450を乗じた率

（備考）千分率表示で小数点以下1位未満は、四捨五入する。

退職資金交付業務方法書施行細則 新旧対照表

改正後	改正前
<p>（特別の事情を有する維持会員に係る補正掛金率）</p> <p>第5条の2 業務方法書第9条第6項の規定による特別の事情は、次の各号の一に該当するものとする。</p> <p>(1) 補正掛金率が基本掛金率を加算する維持会員であって、令和3（2021）年度の補正掛金率により算出された掛金額で、令和6（2024）年度において、業務方法書別表第4に定めるEの収支差額指数（以下「収支差額指数」という。）が、マイナス3以内に改善されることが見込まれるとき。</p>	<p>（特別の事情を有する維持会員に係る補正掛金率）</p> <p>第5条の2 業務方法書第9条第6項の規定による特別の事情は、次の各号の一に該当するものとする。</p> <p>(1) 補正掛金率が基本掛金率を加算する維持会員であって、平成30年度の補正掛金率により算出された掛金額で、令和3年度において、業務方法書別表第4に定めるEの収支差額指数（以下「収支差額指数」という。）が、マイナス3以内に改善されることが見込まれるとき。</p>

<p>(2) 業務方法書第11条第4項の規定によって退職資金の交付を受けられない維持会員であって、<u>令和3(2021)年度</u>の補正掛金率により算出された掛金額で、<u>令和6(2024)年度</u>において収支差額指数が、改善されることが見込まれるとき(前号に該当する場合を除く。)</p> <p>(3) 補正掛金率が基本掛金率を加算する維持会員(平成30(2018)年度において業務方法書第11条第4項の規定によって退職資金の交付を受けられない維持会員であった者のうち、業務方法書第9条の特別の事情により、<u>令和3(2021)年度</u>において補正掛金率を平成30(2018)年度の補正掛金率としたものに限る。)であって、<u>令和3(2021)年度</u>の補正掛金率により算出された掛金額で、<u>令和6(2024)年度</u>において収支差額指数が改善されることが見込まれるとき(前2号に該当する場合を除く。)</p> <p>(4) 前3号に掲げるもののほか、補正掛金率が基本掛金率を加算する維持会員のうち、その学校の学部、学科等の設置その他の事由により登録教職員の数を著しく増加させたことに伴って、業務方法書別表第4に定める方法により算定した補正掛金率により算出される掛金額が急激に増加する者であって、<u>令和3(2021)年度</u>の掛金額と同水準の掛金額で、<u>令和6(2024)年度</u>において収支差額指数が改善されることが見込まれるとき。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 理事長は、前項の申出(第1項第4号に該当するものを除く。)があった場合において、補正掛金率を<u>令和3(2021)年度</u>の補正掛金率とすることができる。ただし、第1項第2号又は第3号に該当する場合であって、維持会員の収支差額指数の改善の見込みの程度を勘案し、補正掛金率を<u>令和3(2021)年度</u>の補正掛金率を加算した率とすることが適当と認める</p>	<p>(2) 業務方法書第11条第4項の規定によって退職資金の交付を受けられない維持会員であって、<u>平成30年度</u>の補正掛金率により算出された掛金額で、<u>令和3年度</u>において収支差額指数が、改善されることが見込まれるとき(前号に該当する場合を除く。)</p> <p>(3) 補正掛金率が基本掛金率を加算する維持会員(平成27年度において業務方法書第11条第4項の規定によって退職資金の交付を受けられない維持会員であった者のうち、業務方法書第9条の特別の事情により、平成30年度において補正掛金率を平成27年度の補正掛金率としたものに限る。)であって、<u>平成30年度</u>の補正掛金率により算出された掛金額で、<u>令和3年度</u>において収支差額指数が改善されることが見込まれるとき(前2号に該当する場合を除く。)</p> <p>(4) 前3号に掲げるもののほか、補正掛金率が基本掛金率を加算する維持会員のうち、その学校の学部、学科等の設置その他の事由により登録教職員の数を著しく増加させたことに伴って、業務方法書別表第4に定める方法により算定した補正掛金率により算出される掛金額が急激に増加する者であって、<u>平成30年度</u>の掛金額と同水準の掛金額で、<u>令和3年度</u>において収支差額指数が改善されることが見込まれるとき。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 理事長は、前項の申出(第1項第4号に該当するものを除く。)があった場合において、補正掛金率を<u>平成30年度</u>の補正掛金率とすることができる。ただし、第1項第2号又は第3号に該当する場合であって、維持会員の収支差額指数の改善の見込みの程度を勘案し、補正掛金率を<u>平成30年度</u>の補正掛金率を加算した率とすることが適当と認めるときは、当該加算し</p>
---	---

<p>ときは、当該加算した率とすることができる。</p> <p>4 理事長は、第2項の申出（第1項第4号に該当するものに限る。）があった場合において、補正掛金率を令和3（2021）年度の掛金額と同水準の掛金額を納入するものとして算定した率とすることができる。</p>	<p>た率とすることができる。</p> <p>4 理事長は、第2項の申出（第1項第4号に該当するものに限る。）があった場合において、補正掛金率を平成30年度の掛金額と同水準の掛金額を納入するものとして算定した率とすることができる。</p>
---	---

附 則（令和3（2021）年2月22日第26回理事会）
（施行期日等）

- 1 この改正施行細則の第5条の2第1項、第3項及び第4項並びに次項の規定は、令和3（2021）年4月1日から施行する。
- 2 改正後の施行細則第5条の2第1項、第3項及び第4項の規定は、令和4（2022）年4月1日以降の登録している教職員に係る掛金について適用し、同年3月分以前の掛金については、なお従前の例による。



The Retirement Allowance Foundation for Private
Universities and Colleges of Japan

公益財団法人
私立大学退職金財団

〒102-0073 東京都千代田区九段北4-2-25 私学会館別館10階

電話 03-3234-3361 (代表)

03-3234-1801 (事業部直通)

<https://www.shidai-tai.or.jp/>

(禁無断転載)